

【事案Ⅱ－3】後遺障害共済金請求

・平成30年5月24日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、交通事故により負傷し、自賠責で後遺障害が認定されたので、傷害共済契約および終身共済契約について、後遺障害共済金を請求した。傷害共済契約は、後遺障害共済金が支払われたが、終身共済契約は、支払対象ではないとの通知があった。約款・事業規約の内容は両共済契約ともほぼ同じであり、支払いがされない理由について問い合わせたが、内部規定によるとの説明しかなかったため、これを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、終身共済契約の後遺障害共済金を申立人へ払え、との判断を求める。

- (1) 申立人は交通事故により負傷し、自賠責で後遺障害が認定されたので、傷害共済契約と終身共済契約について、後遺障害共済金を請求したところ、傷害共済契約については、後遺障害金10万円が支払われたが、終身共済契約については支払いができないと通知があった。
- (2) 後遺障害に関する約款・事業規約の内容は、終身共済契約も傷害共済契約もほぼ同じ内容であるため、終身共済契約だけ支払いがされない理由について被申立人に問い合わせたが、「内部規定による」との説明しかされない。この判断に不服である。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 傷害共済契約および終身共済契約は、約款・事業規約の別表「後遺障害等級表」の後遺障害に該当した障害状態を担保するものであり、申立人の状態は「後遺障害等級表」の後遺障害に該当するものではない。
- (2) 傷害共済契約において、申立人の後遺障害等級を認定したわけではない。ただし、傷害共済契約は自賠責共済と同様の損害保険システムの仕組みであることから、裁量的判断として、特例的に相当する認定割合にて共済金を支払ったものである。
- (3) 終身共済契約においては、損害保険システムに属さないことから、当該障害状態における裁量的認定は行っていない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および被申立人から提出された書面に基づき審議した結果、下記の理由から「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人の後遺障害の状態は、自賠責保険で「局部に神経症状を残すもの」と認定されているが、終身共済契約および傷害共済契約の約款・事業規約の「局部にがん固な神経症状を残すもの」に当たるかが問題となる。
これについては、被申立人は該当しないと主張しており、申立人もこれを争っていない。
- (2) 傷害共済契約約款・事業規約は、[後遺障害等級表]の「適用上の注意事項」において、「局部に神経症状を残すもの」も認定の対象とすることを規定しており、申立人の後遺障害の状態については、この規定を適用し判断したことが認められる。
- (3) 一方、終身共済契約約款も同様に、[後遺障害等級表]の「適用上の注意事項」はあるが、外ぼうの醜状に関する後遺障害以外に適用を受ける後遺障害の状態はない。
- (4) 後遺障害認定の規定の違いから判断は異なる取扱いとなるが、終身共済契約と傷害共済契約とは、その種類・特性を異にしており、被共済者間の公平性・適性性、共済契約者間の公平性等を担保すべく、同一の障害についても、共済契約の種類・特性に応じ、異なる取扱いをすることについては合理性があるものと認めることができる。
- (5) 各後遺障害認定の取扱いを非開示とすることが、適切な措置として是認されるものであるかについては疑問が残り、被申立人は、各共済契約における取扱いの違いを申立人が理解できるように説明すべきであるが、だからといって、申立人の本件事故による後遺障害の状態が終身共済契約に規定する支払事由に該当しないとする被申立人の判断が覆ることにはならない。